

確定申告相談は2月17日(月)～3月17日(月)です

例年、申告相談会場は大変混雑します。スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、自宅などから24時間いつでも簡単・便利に確定申告を作成・送信することができます。

スマートフォンやパソコンによるe-TAX(電子申告)での申告については、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご確認ください。



「利用者識別番号」が必要です

利用者識別番号は、確定申告書を町から税務署へ電子データで提出するために必要な16桁の個人の識別番号です。税務署から利用者識別番号が記載されている「確定申告のお知らせ」がききや書面などがある場合は、申告当日に必ずお持ちください。

会場の混雑状況を確認できます

申告相談会場の受付状況を、会場入口と町ホームページでお知らせします。申告相談の受付時間の目安にしてください。受付状況は、2月17日(月)から町のホームページまたはこちらの二次元コードで確認することができます。ぜひご利用ください。



受付状況
番号表示

専用サイトから事前予約できます

令和7年度(令和6年分)に係る税の申告相談について、予約システムからの事前予約ができます。なお、会場での順番受付と予約制を並行して実施するため、当日会場受付をされる方については、お待ちいただく時間が長くなることがあります。

予約方法

町ホームページの「令和7年度(令和6年分)町・県民税、所得税の申告相談予約のご案内」または予約専用サイトからご予約ください。

※予約にはメールアドレスが必要です。

予約対象日

2月18日(火)、19日(水)、21日(金)、
26日(水)、27日(木)
3月4日(火)、5日(水)、7日(金)、
10日(月)、13日(木)

※各対象日の前日18時まで予約することができます。



予約専用サイト

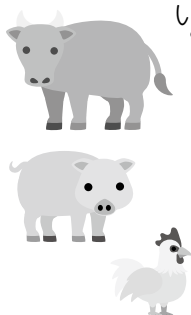
◆問い合わせ先 税務課 住民税担当

☎ 0748-5216570

家畜を飼養されている方へ

定期報告書の提出をお願いします

牛や豚、鶏などの家畜を1頭(1羽)以上飼育されている方は、家畜伝染病予防法により、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが義務付けられています。家畜を飼育されている方は、毎年2月1日現在の状況を所定の様式にて滋賀県家畜保健衛生所へ報告してください。ペットとして飼育されている場合も報告が必要です。詳しくは、滋賀県家畜保健衛生所へ問い合わせてください。



対 象	報 告 期 限
・家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬) ・家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥)	2月28日(金)

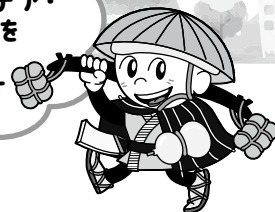
◆問い合わせ先

滋賀県家畜保健衛生所 ☎ 0748-3717511
農林課 農政担当 ☎ 0748-5216563

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています

あなたのアイデア・
メッセージを
お待ちしております



皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりにいかし誰もが住みやすいまちにしていくため、皆さんの「声」をお待ちしています。

- 「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を下部に掲載しています。
- こちらに掲載している封書に限らず、電話・ハガキ・FAX・E-mailなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください

◆提案・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当

☎0748-52-6550 FAX 0748-52-2043

E-mail kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

【お願い】

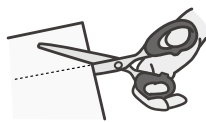
- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。
氏名や住所の記載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください。
- 広報掲載の封書以外で提出いただく場合は、タイトルに「住みよいまちづくりへの提案」と記載してください。
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。できる限り町政にいかせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- 特定の個人や団体の誹謗・中傷するもの、感想のみのものなど、内容によっては回答できないものがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。



時代の変化に対応し
だれもが輝き
ともに創るまち“日野”

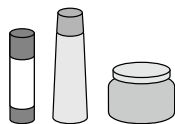
郵送の場合はこの用紙を切り離し、
次の通り封書を作ってください。

- ①きりとり線（点線）に沿って切り、中央を山折りにします。



（山折り）

- ②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



料金受取人払郵便

近江日野郵便局
承認

0607

差出有効期限
令和7年3月
31日まで

（切手を貼らずに
お出しください）

5 2 9 1 6 9 0

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係 行



令和6年度 第4回町営住宅入居者募集についてお知らせします。

2月3日(月)～2月21日(金)

- 第1内池団地(内池150番地)
平成13年築(木造2階建)

● 第2内池団地(内池152番地)
昭和63年築(PC造3階建)

次の①～⑦すべてに該当する方

① 町内に居住しているまたは勤務地を有していること（3か月以上）

②持ち家（共有名義を含む）がなく、住宅に困窮していること

③ 税・公共料金等を滞納していな
うこと

④現に同居し、または同居しようとする親族がいること

※ただし、下記の(1)～(6)のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。

(1)生活保護を受けている方

(2) 60歳以上の方

(3) 身体障がい者でその障がいの

(4) 程度が1級から4級までの方
精神障がい者でその障がいの

(5) 知的障がい者でその障がいの程度が1級から3級までの方

程度が精神障がい の程度に相当する方

(6) DV被害者に該当する方

⑤ 1か月あたりの収入が定められた基準以下であること

⑥連帯保証人（2名）をたてられること

⑦申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

令和7年3月下旬ごろ

令和7年度の町営住宅入居者募集について次の日程で実施する予定です。

第1回 5月7日(水)

5月23日(金)

第2回 8月4日(月)

8月22日(金)

第3回
11月4日(火)

11月21日(金)

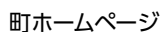
第4回 令和8年2月9日(月)

2月27日(金)

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等生じる

場合があります。戸数・規格・家賃の詳細・最新の情報は、町の

ホームペー
ジをご覧ください。



◆問い合わせ先
建設計画課
都市計画担当 ☎ 0748-5216567

あなたのアイデア・メッセージ
をお待ちしています



2025.02 広報ひの